

栃木県保健福祉部健康増進課ツイッター「健康長寿とちぎ」運用方針

令和3(2021)年7月6日
栃木県保健福祉部健康増進課

1 目的

本方針は、栃木県保健福祉部健康増進課が運営するツイッター「健康長寿とちぎ @tochigi_kenkou」(以下「健康長寿とちぎツイッター」という。)の運用に関する事項について定める。

2 基本方針

健康長寿とちぎツイッターは、健康づくりに関する情報をより広く発信し、県民の健康づくりへの理解促進を図ることを目的とする。

3 運用方針

(1) 健康長寿とちぎツイッターは、健康増進課の職員が以下のとおり運用する。

- ・ 情報を発信する時間帯は原則として平日の9時から17時までとする。
- ・ 当ツイッターアカウントからの返信は、原則として行わない。
- ・ 健康長寿とちぎツイッターの運用・管理に関する問い合わせ先は健康増進課とする。

(2) 健康長寿とちぎツイッターでは、次の情報を発信する。

- ・ 健康づくりに関する情報
- ・ 各種イベントやキャンペーンの案内
- ・ その他健康増進課長が必要と認めた情報

4 運用方針の周知・変更等

本方針の内容は、健康長寿とちぎWEBに掲載し、周知する。また、本方針は必要に応じて変更することとし、その場合は、健康長寿とちぎWEBを通じて周知する。